

**富山県広域消防防災センター
(四季防災館)
指定管理者業務仕様書**

令和7年8月

富山県危機管理局消防課

富山県広域消防防災センター (四季防災館) 指定管理者業務仕様書

1 目的

本仕様書は、富山県広域消防防災センター（四季防災館）（以下「四季防災館」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法を定めることを目的とする。

2 管理方針

(1) 基本方針

四季防災館は、自主防災組織、防災関係者の研修、県民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図り、もって安全で安心な地域社会の形成に資することを目的としている。

指定管理者は自らのノウハウを発揮し、適正な管理を行うとともに、利用者へのサービスの質の向上をより一層図るものとする。

(2) 維持管理方針・運営管理方針

施設の特性や基本方針等をふまえ適切な管理を行う。

- ① 施設、設備については、位置、機能及び特性を十分に把握したうえで、その機能を充分発揮させるとともに、利用者が快適かつ安全に利用できるよう適時適正な維持管理、保守点検等を行う。
- ② 多様なニーズに応えるため、常に利用者の要望等を聴取し、管理に反映させるほか、情報の発信にも努める。
- ③ 施設の維持管理や運営管理を通じて、防災教育等に寄与する活動を推進する。
- ④ 常に施設利用の促進に努めるとともに、運営管理にあたっては、特に地域や関係団体、利用者団体等との協調・連携を図る。

3 管理体制

(1) 職員の配置

- ・ 施設の責任者として館長1名を配置すること。
- ・ 解説員には、四季防災館の設置目的を達成するために必要な知識を有する者等を配置すること。
- ・ その他四季防災館の管理運営に必要な職員を置くことができること。
- ・ 職員の配置及び勤務形態は、労働基準法を遵守し、利用者の安全性の確保を念頭に置いて、施設の運営に支障が無いように定めること。
- ・ 実績を基に来客を適切に予測し、柔軟な人員配置や柔軟な働き方を徹底すること。

(2) 職員への研修

- ・ 職員に対して、職員の資質及び利用者へのサービスが向上するよう必要な研修を実施すること。

4 業務内容

(1) 維持管理業務

① 清掃管理業務

- ・ 施設の清掃、ゴミの集積・運搬及び処分を行うこと。

② 施設、設備管理業務

- ・ 施設の不具合や劣化等について保守・点検を行うこと。
- ・ 設備の運転・監視、保守・点検を行うこと。

なお、施設設備の運転に支障をきたす事態が生じる、あるいは支障をきたすことが予想される事態が生じた場合は、この業務仕様書の記載の有無にかかわらず、必要な処置を講じること。

- ・ 四季防災館以外の広域消防防災センター施設（以下、「その他センター施設」という。）の休業日となる土・日・祝日において、その他センター施設の研修室等を利用する場合には、広域消防防災センター職員の指示のもと、開錠・施錠など必要な施設管理を行うこと。

③ 備品の管理・購入業務

- ・ 使用する県の備品が適切な状態で保持されるよう、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- ・ 備品を使用する上で必要となる消耗品の購入やメンテナンスは、指定管理者の費用負担により実施すること。

(以下「富山県広域消防防災センター（四季防災館）指定管理者募集要項」**B 募集に関する事項** 2の(5)③より抜粋)

- ・ 公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう。）については、必要性等を勘案し、原則として県において購入します。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて現状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度県に報告するものとします。

④ 修繕業務

ア 応急的な修繕

- (ア) 四季防災館における施設、設備等が破損、損壊又は老朽化した場合などで、安全又は管理上、直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積作成等を行い、県と協議すること。

ただし、1件100万円未満の修繕で、構造や仕様の変更を伴わない原型復旧のための修繕については、県への協議を要せず、県へ連絡のうえ早急に実施すること。

- (イ) (ア)の協議を基に、県及び指定管理者は、次の(ウ)の区分により、修繕を実施する。

- (ウ) 1件100万円未満の修繕については、修繕費の上限額の範囲内において指定管理者が早急に実施することとし、1件100万円を超える修繕については、原則、県が実施する。

イ 修繕内容の記録

修繕を実施した場合は、次回の修繕方法や修繕時期を検討するためのデータとして蓄積するため、修繕台帳を作成し、記帳すること。

なお、修繕台帳に記帳する際には、併せて修繕箇所の写真を残すように努めること。

また、修繕台帳の写し、設計書、写真等については、事業報告書の提出とあわせて、県に提出すること。

(以下「富山県広域消防防災センター（四季防災館）指定管理者募集要項」**B 募集に関する事項** 2の(5)③より抜粋)

- 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度
修繕費の上限額	215 千円	215 千円	215 千円

- 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。なお、修繕費と指定管理料の費用区分をまたいで支出することはできません。
- 1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(2) 運営管理業務

① 利用案内・利用補助業務

ア 施設利用の案内

窓口等において、適切な言葉遣いや態度、マナーを徹底し、利用者に施設全般にわたり、適切に分かりやすく説明するほか、施設の利用方法、禁止行為、利用制限等についても十

分説明すること。

また、施設の利用者がその施設を、適切・安全に利用できるよう、道具・備品の出し入れなど利用に際し必要となる補助を行うこと。

② 施設の利用承認業務

施設の利用予約を受け付け、調整のうえ、利用承認を行うこと。なお、施設を本来の利用目的以外の目的で利用する申請があった場合、その承認にあたっては県と協議すること。

③ 利用者等への対応業務

ア 利用者からの意見、視察等への対応

- ・ 施設の管理に係る意見や苦情に対し、必要に応じて県と協議する等して適切に対応すること。
- ・ 利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施し、意見を積極的に取り入れること。
- ・ 施設の管理についての問い合わせ、施設の視察者に対しては、適切に対応すること。

イ 地域住民等との調整

イベントの開催や通常の利用においては、施設周辺の住民や地域の団体に迷惑がかからないよう事前に調整し、利用者団体とも連携し、融和を図りながら運営すること。

④ 利用促進業務

施設の利用者の増加、満足度を高めるため、次の事項を積極的に行うこととし、その内容を提案すること。

- ・ 新たな取組みを実践すること。
- ・ 施設に関する情報について、パンフレット、チラシ、広報誌、ホームページ等への掲載、メディアの活用等により適宜広報・宣伝すること。
- ・ SNSを活用し、より多くの県民に四季防災館を知ってもらう機会を創出すること。
- ・ より多くの施設との連携協力を実施する等のPRを積極的に行うこと。

なお、報道機関の取材に対しては快く応じること。

(3) その他

① 事故、災害時の対応業務

- ・ 事故、災害など緊急事態が発生した場合は、関係機関（警察、消防等）への連絡や県に対する報告などの情報伝達を状況に応じて迅速かつ的確に行うとともに、被害者の救済、保護などの応急措置を適切に講じることができる体制を整備すること。
- ・ 四季防災館の開館時間内において、その利用者及び広域消防防災センターの施設・設備

に被害が生じる災害が発生した場合は、広域消防防災センター職員の協力のもと、利用者の安全確保を第一に、必要な災害対応業務に当たること。

② 県及び指定管理者の協議・連携業務

県から、施設の管理や原状等に関する調査、県が事務上必要とする資料の提出等の指示があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うこと。

③ 保険加入

指定管理者は、指定管理業務における瑕疵等による第三者への補償を担保するため、指定の期間中、次の保険契約を締結すること。

なお、保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

・ 施設賠償責任保険

補償額－対人賠償：1名あたり1億円以上、1事故あたり3億円以上

対物賠償：1事故あたり2千万円以上

免責金額－なし

・ レジャーサービス施設費用保険

不測の事態により利用者が転倒した場合等、偶然の事故により利用者が怪我をした場合など、被保険者の賠償責任がなくても補償される保険に加入すること。

・ ボランティア保険

施設案内や展示物の解説等のボランティアを行う「消防ボランティアガイド」の活動中のさまざまな事故による怪我や損害賠償責任を補償する保険に加入すること。

④ その他

この仕様書に定めのない事項で、施設の管理にあたり必要な業務について、柔軟かつ誠実に対応を行うこと。